

【令和 8 年度】

販路拡大支援事業補助金

〈募集要項〉

●概要

横浜市中心卸売市場本場及び南部市場の事業者が行う、新規顧客の開拓や販路拡大等に向けた取組に対して、その費用の一部を補助します。

●対象者

- (1) 本 場：青果部仲卸業者・水産物部仲卸業者・関連事業者及びその事業者により構成される組合
- (2) 南部市場：青果棟店舗・水産棟店舗で営業する事業者及びその事業者により構成される組合

●補助率・補助限度額

2 分の 1 ・ 50 万円上限

●交付申請書提出期限

令和 9 年 1 月 29 日（金） 午後 5 時必着

なお、期限前でも申請額の合計が予算額に達した時点で受付終了となります。

●補助対象事業

- ・国内外で開催される展示会・商談会への出展（オンラインでの実施も含みます。）
- ・国内外で実施される企業との商談（オンラインでの実施も含みます。）
- ・海外市場調査及びコンサルティング（ただし、外部機関を利用する場合に限ります。）
- ・販売促進（カタログ、パンフレットや EC サイトの製作等）
- ・その他、販路拡大に資する事業

●補助対象経費

出展・参加料、会場設備費、印刷物等製作費、通信運搬費、出品物・サンプルの輸送通関費
調査委託費、販売促進物品製作費、宣伝費（広告掲載費） 等

※詳しくは、横浜市ホームページ「販路拡大支援事業補助金要綱」をご確認ください。

横浜市＞トップページ＞事業者向け情報＞中小企業支援＞中央卸売市場＞経営支援
＞市場輸出力支援事業補助金の募集を開始します＞要綱・様式ダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshi jo/keieishien/hanrokakudai.html>

●スケジュール

令和9年 1月29日まで	交付申請書提出
令和9年 3月15日まで	事業実施
令和9年 3月31日まで	実績報告書及び関係書類の提出

- ※注意 1 この補助金は、令和8年4月1日以降の契約・発注分を対象としています。
この日より前の契約・発注は対象外となります。
- 2 実績報告書等の提出が期日より遅れると補助金の支払ができません。期限を守るとともにスケジュールに余裕をもって事業を実施してください。

●交付申請に必要な書類

- ☐ 販路拡大支援事業補助金交付申請書【様式第1号】
- ☐ 事業計画書【様式第1-2号】
- ☐ 事業収支予算書【様式第1-3号】
- ☐ 履歴全部事項証明書（発行3か月以内）
- ☐ 納税状況を証明する以下の書類（発行3か月以内）
直近の法人市民税の納税証明書
- ☐ 申請にかかる誓約書【様式第1-4号】
- ☐ 見積書（必要な場合は理由書）
- ☐ 役員等名簿【様式第1-5号】

●留意事項

- ・物品の購入や事業の委託等を行う場合、市内企業への発注が原則となります。
- ・100万円以上の契約は、市内事業者2者以上から見積書を徴収してください。
- ・市内企業に発注できない場合は、客観的かつ具体的な理由を記載した書面が必要となります。

問い合わせ先

経営支援課 伊藤、長澤

電話：459-3333 E-mail：ke-kohyo@city.yokohama.lg.jp

